7　法第三十条第四項において準用する独立行政法人等個人情報保護法第十三条第二項の規定による開示請求の手続については、独立行政法人等個人情報保護法施行令第六条の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「法定代理人」とあるのは「代理人」と、「戸籍謄本」とあるのは「戸籍謄本、委任状」と、同条第四項中「法定代理人」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

8　法第三十条第四項において準用する独立行政法人等個人情報保護法第二十八条第二項の規定による訂正請求の手続については、独立行政法人等個人情報保護法施行令第十四条の規定を準用する。この場合において、同条中「第六条」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第三十二条第七項において準用する第六条」と、「訂正請求及び利用停止請求」とあるのは「訂正請求」と、「訂正請求については「第二十七条第二項」と、利用停止請求については「第三十六条第二項」とあるのは「第二十七条第二項」と読み替えるものとする。

（特定個人情報の開示の請求に係る手数料の免除）

第三十三条　行政機関の長（行政機関個人情報保護法第四十六条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。次項において同じ。）は、法第二十九条第一項又は第三十条第一項若しくは第二項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十二条の規定により特定個人情報の開示の請求を受けた場合において、当該特定個人情報に係る本人が、経済的困難により行政機関個人情報保護法第二十六条第一項の手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を免除することができる。

2　前項の規定による手数料の免除を受けようとする者は、行政機関個人情報保護法第十三条第一項の規定による書面の提出を行う際に、併せて当該免除を求める理由を記載した申請書を行政機関の長に提出しなければならない。

3　前項の申請書には、第一項の特定個人情報に係る本人が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

第六章　特定個人情報保護委員会

（各議院審査等に準ずる手続）

第三十四条　法第五十三条の政令で定める手続は、別表第一号、第二号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第百一条第一項に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。）、第三号、第四号（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二百十条第一項（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第三十条において準用する場合を含む。）に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。）、第六号、第七号、第九号、第十一号、第十三号、第十六号、第十七号、第二十三号（犯罪による収益の移転防止に関する法律第八条第一項の規定による届出、同条第三項又は第四項の規定による通知、同法第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による提供及び同法第十二条第二項の規定による閲覧、謄写又は写しの送付の求めに係る部分に限る。）又は第二十四号に掲げる場合において行われる手続とする。

第七章　法人番号

（法人番号の構成）

第三十五条　法人番号は、次項又は第三項の規定により定められた十二桁の番号（以下この条において「基礎番号」という。）及びその前に付された一桁の検査用数字（法人番号を電子計算機に入力するときに誤りのないことを確認することを目的として、基礎番号を基礎として財務省令で定める算式により算出される一から九までの整数をいう。）により構成されるものとする。

2　会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人（以下「設立登記法人」という。）の法人番号を構成する基礎番号は、その者の会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。次項において同じ。）であって、その者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所において作成される登記簿に記録されたものとする。

3　設立登記法人以外の者の法人番号を構成する基礎番号は、他のいずれの法人番号を構成する基礎番号及びいずれの会社法人等番号とも異なるものとなるように、財務省令で定める方法により国税庁長官が定めるものとする。

（国の機関に対する法人番号の指定の単位）

第三十六条　国の機関に対する法第五十八条第一項の規定による法人番号の指定は、次に掲げる機関を単位として行うものとする。

一　衆議院、参議院、裁判官弾劾裁判所、裁判官訴追委員会及び国立国会図書館

二　行政機関（検察庁にあっては、最高検察庁、高等検察庁及び地方検察庁）及び検察審査会

三　最高裁判所、高等裁判所（東京高等裁判所にあっては、東京高等裁判所及び知的財産高等裁判所）、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所

（国の機関、地方公共団体及び設立登記法人以外の法人又は人格のない社団等に対する法人番号の指定）

第三十七条　国の機関、地方公共団体及び設立登記法人以外の法人又は人格のない社団等（法第五十八条第一項に規定する人格のない社団等をいう。以下同じ。）であって、次の各号に掲げるもの（法人番号保有者を除く。）に対する同項の規定による法人番号の指定は、その者が当該各号に規定する届出書若しくは国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百二十四条第一項第一号及び第三項において「申告書等」という。）を提出するに際して国税庁長官にした申告又は官公署が法第六十条第二項の規定により国税庁長官に提供した資料により、その者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地、その者について当該各号に定める事実が生じたこと並びにその者が法人番号保有者でないことが確認された後、速やかに行うものとする。

一　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三十条の規定により届出書を提出することとされている者　国内において給与等（同法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。）の支払事務を取り扱う事務所、事業所その他これらに準ずるものを設けたこと。

二　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第百四十八条の規定により届出書を提出することとされている者　内国法人（同法第二条第三号に規定する内国法人をいう。）である普通法人（同法第二条第九号に規定する普通法人をいう。）又は協同組合等（同法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。）として新たに設立されたこと。

三　法人税法第四十九条の規定により届出書を提出することとされている者　同条第一項に規定する場合に該当することとなったこと。

四　法人税法第百五十条の規定により届出書を提出することとされている者　同条各項に規定する場合のいずれかに該当することとなったこと。

五　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五十七条の規定により届出書を提出することとされている者　同条第一項第一号に掲げる場合に該当することとなったこと又は同法第十二条の二第一項に規定する新設法人若しくは同法第十二条の三第一項に規定する特定新規設立法人に該当することとなったこと。

（法人番号の通知）

第三十八条　国税庁長官は、法第五十八条第一項の規定により法人番号を指定したときは、速やかに、当該法人番号の指定を受けた者に対し、その旨及び当該法人番号を、これらの事項並びにその者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項が記載された書面により通知するものとする。

（届出による法人番号の指定等）

第三十九条　法第五十八条第二項の政令で定める法人等以外の法人又は人格のない社団等は、次に掲げる者（法人番号保有者を除く。）とする。

一　国税に関する法律の規定に基づき税務署長その他行政機関の長若しくはその職員に申告書等を提出する者又はその者から当該申告書等に記載するため必要があるとして法人番号の提供を求められる者

二　国内に本店又は主たる事務所を有する法人